



唐口徹

Toru Karakuchi

既成事実から 適正事実への 大転換

国

国土交通省が四月契約分から実施した「平成二十五年度公共工事設計労務単価」は、これまでの行政スタンスを根本から変える施策だと思ふ。そのせいか、太田昭宏国土交通大臣が直々に建設業界団体のトップを呼び、その趣旨を語り、業界がきちんと対応するように求めるといふ異例の動きまで見られた。大臣が発想し実行したものでなからうが、事務当局が練り上げた案にゴーサインを出したという意味で、今回の措置は公共調達における「オオタミクス」と言つてよい。何が「オオタミクス」なのかというと、役所の通例を超えた経済政策だからである。役所の施策は、コトが起きてからお

純平均)したというが、そのうちの10%程度は、「既成事実の上昇」プラス「適正事実化」によるものであろう。さらに今回踏み込んだもう一つの特徴は、法定福利費の個人負担分を推計し、10%に約5%前後をオンしたことだ。社会保険加入促進という大命題に対し、労務単価の側面から呼応し、それをコストオンした措置だと言える。

総価主義に競争になじまぬものを そっとしのばせた

公共工事の入札契約は、総価主義が原則になつており、別枠計上が認められていない。だから総価の中には、本来価格競争になじまないものや、価格競争に付してはならないものまで含んで、一円でも安い価格を競争する制度となっている。社会保険、安全経費、品質などが価格競争になじまないものといえるが、労働者の賃金も低価格競争の影響を受けて、年収の低さ、待遇の悪さが若者の入職を阻む最大要因になっている。

その意味で、今回の個人負担分の法定福利費を予定価格に反映させようという措置は、別枠計上ではないが、総価の中に「価格競争になじまないもの」をあらかじめ計上し、それを守る

もむろに対応する事後対応をセオリーとする。事件や事故が起きて初めて、法令の改正や運用通達動き出すのであり、それも石橋を叩きながら渡る。中には石橋を叩いても渡らぬということもなきにしもあらず、なのである。

役所の施策は、既成事実の範ちゅうを大前提にするのが通例なのだが、今回の労務単価改訂は、まず「既成事実」をより精査して、「適正事実」として再規定したと解釈できる。これまでは毎年十月に国土交通省、農林水産省の施工中の直轄・補助事業から抽出した労務費調査結果に微調整を加える程度で労務費単価が設定されてきた。つまり労務費調査結果はそれだけで「既成事実」となり、一種のサンクチュアリ(聖域)であった。その調査結果の数字はとにかく絶対的だった。

生産の最前線を破綻させる 「既成」を反省した施策

ところが、今回の措置は、その「既成事実」の絶対性を反省するところから始まった。建設産業から技能者が離職し、若者からもそっぽを向かれ、生産活動の最前線が破綻の兆候を見せ始めているのだ。生産活動が変調をきたす「既成事実」とは何かという反省である。これまでうとする英断だと評価したい。総価の中に「別枠計上」の思想を、そっとにじませた「オオタミクス」なのだと思ふ。

建設業界の歴史を振り返ると、建設業界が切迫した危機感に直面した時、設計労務単価のリスクが経営危機につながり、業界の一大問題となってきたことが分かる。

今では、すっかり忘れ去られているが「PW問題」が業界を揺るがしたのは昭和三十年代半ばのことだ。「もはや戦後ではない」と経済白書が宣言し、所得倍増、高度経済成長へ歩み始めた時、当時の公共工事の労務単価は「PW」と呼ばれる労働省の作成する一般職種別賃金のうち屋外労働者のモデル賃金がベースとなっていた。PWを直訳すると一般職種別賃金だから、ポピュラー・ウエイジの略だろうが、そのPW積算は、元々が積算のための数字ではないものを援用していた。だから、二年以上のタイムラグのある低い単価で、「岩戸景気」のインフレ下、技能工不足が加速していた。特に金融引き締めに呻吟していた中小建設業を直撃した。

PW廃止を旗印に全国組織を立ち上げたのが全国中小建設業協会(昭和三十六年十月設立)で、労働省へ激しいPW廃止運動を展開し、昭和三十八年夏に廃止されることになった。それに

絶対視してきた数字は、ダンピング横行の中にあって、その影響を受けた落札者の「既成」に過ぎないという考え方である。過当競争によるいびつな「既成」に対し、応札率の平均値を加味することで、予定価格に対する応札者の「平均価格性」を一部反映させて「適正事実」にしたのが、今回の「オオタミクス」の神髄なのだと思うのである。

以上は、私の勝手な解釈だが、こうして考えてみると、「既成事実」から「適正事実」への転換は、建設産業行政の本来のあり方を示したものだと言えるのではなからうか。

その「適正事実化」は、ほかに職種定義のあいまいさを排除し、各種の技能士や登録基幹技能者の資格者とそれ以外を厳密に区別して労務単価を設定したことにも表れている。国土交通省の幹部は、あるセミナーで「鉄筋工といっても、鉄筋を運ぶ人も混同して調査対象にしてきたこともあったが、きちんと鉄筋を結束する技能者の賃金が調査結果に出るようにした」と語っていたが、なるほどと思ふ。また、平均単価の算出方法も単純平均から加重平均へと切り替えたのも「適正事実化」の一つであらう。

国土交通省の説明によると、五一職種の全国平均単価は、前年度単価から一五・一%上昇(単代替わり、五省(労働、大蔵、建設、運輸、農林)協定単価が採用されたが、これも労働省の調査をベースにするもので実態とのズレが避けられず、高度経済成長が終わり石油ショックとスタフレーションの時代が始まる矢先の昭和四十六年度から直轄工事を持つ三省(建設、運輸、農林)協定労賃となった。この三省協定労賃が、今日の公共工事設計労務単価につながるもので、発注者自らが設計積算のために当事者として調査する方式になったのである。こうした変遷も、予定価格の中で比率が高く、社会的な価格変動の影響をダイレクトに受ける労務単価が建設生産コストの生命線だからに外ならない。

今回の措置は、予定価格の引き上げにもつながるだろう。だが、まだ政策過程にある「アベノミクス」同様、「オオタミクス」が予定価格を引き上げても、建設業界がダンピングやくじ引きに甘んじている限り、建設産業の労働環境は改善されず、せっかくの「適正事実」も適正でなかったということになりかねないのである。建設業界はコスト感覚のない懲りない産業として発注者からもサジを投げられるだろう。何度も言っていることだが、身の程知らずの価格破壊競争はもうノーサイドにしよう。

